



長野県報

3月25日(月)
令和6年
(2024年)
第494号

目次

規則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課).....	1
財務規則の一部を改正する規則(会計課).....	2
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	2

告示

長野県立自然公園条例に基づく県立自然公園事業の変更及び図書の縦覧(自然保護課).....	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課).....	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	5
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課).....	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	6
昭和29年長野県公安委員会告示第4号(警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示)の一部改正(留置管理課).....	7

規則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第9号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2の一般国道152号の項中

八ヶ岳中信高原国定公園との境界
(茅野市北山3415番の1地先)から
茅野市北山1074番の5地先まで

を

八ヶ岳中信高原国定公園との境界
(茅野市北山3415番の1地先)から
一般国道152号(バイパス)との
交差点まで

に改める。

一般国道152号との交差点から茅
野市道2級35号線との交差点まで
(バイパス)

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第10号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「局(」の次に「交通政策局、」を加え、同条第4号中「、体育センター」を削る。

第35条の見出し中「又は掲示」を「、掲示その他の方法」に改め、同条第1項中「又は掲示」を「、掲示その他」に改める。

第56条第1項中「政令第158条第1項」を「法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は法第243条の2第1項」に改め、「し、政令第158条の2第1項の規定により同項に規定する者に徴収金(長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)第2条第3号に規定する徴収金をいう。以下同じ。)の収納の事務を委託し、又は道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の16の規定により私人に放置違反金の収納の事務を委託」を削り、「とき」を「場合」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(収納の事務を委託することができる歳入等)

第56条の2 法第243条の2の5の規定により知事が定める歳入等は、法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもので、地方自治法施行規則第12条の2の20に定めるもの以外のものとする。

第58条第1項中「徴収金」の次に「(長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)第2条第3号に規定する徴収金をいう。以下同じ。)」を加える。

第70条中「第159条」の次に「(政令第173条の3第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

第91条第1項中「県内にあつては」及び「、県外にあつては銀行及び信用金庫」を削る。

第218条中「総排気量1リットル以上のもの」を「道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車、小型自動車(二輪のものを除く。)及び大型特殊自動車」に改める。

第291条及び第292条第2項中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第293条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

別表第1の12中「体育センター 長野盲学校」を「長野盲学校」に、「県立長野図書館 長野県立歴史館」を「県立長野図書館」に改める。

様式第21号の備考の1中「(一時的な使用に係る許可を除く。)」を削る。

様式第105号中

銀行窓口	現金送金
送金小切手	郵便局窓口

 を

銀行窓口	現金送金	郵便局窓口
------	------	-------

 に改める。

様式第129号及び様式第154号中

銀行窓口	現金送金
送金小切手	郵便局窓口

 を

銀行窓口	現金送金	郵便局窓口
------	------	-------

 に改める。

様式第155号の注の2を削り、同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の財務規則第56条第1項の規定の適用については、同項中「又は法第243条の2第1項」とあるのは、「、法第243条の2第1項、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第3項又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項」とする。

(準備行為)

3 前項の規定により読み替えて適用するこの規則による改正後の財務規則第56条第1項の規定による会計管理者との協議及び申し入れは、この規則の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

会 計 課

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月25日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第39条の2第1項中「又は新幹線鉄道等の」を「若しくは新幹線鉄道等又は駐車場の」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 駐車場 1箇月

第39条の4を第39条の5とし、第39条の3の次に次の1条を加える。

（通勤手当を支給する駐車場）

第39条の4 一般職員給与条例第19条第1項第4号に規定する人事委員会が定める駐車場（第40条の3において「駐車場」という。）は、次の各号のいずれにも該当する駐車場とする。

(1) 通勤のため常例として利用している駐車場であること。

(2) 交通機関等から自動車等へ又は自動車等から交通機関等へ乗り継ぐための駐車場で、その乗継地の周辺にあるもの（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に規定する保管場所を除く。）であること。

第40条の4を第40条の5とし、第40条の3を第40条の4とし、第40条の2の次に次の1条を加える。

（駐車料金に相当する額）

第40条の3 駐車場の利用に係る料金（以下この条において「駐車料金」という。）に相当する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 駐車料金が日を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその日数で除して得た額に、21（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数。第4号において同じ。）を乗じて得た額

(2) 駐車料金が月を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその月数で除して得た額

(3) 駐車料金が年を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその年数で除して得た額を、12で除して得た額

(4) 前3号に掲げる場合以外の場合 職員の勤務時間、通勤の経路及び方法等の事情に照らし最も経済的かつ合理的であると認められる1日当たりの駐車料金の額に、21を乗じて得た額

2 職員が2以上の駐車場を利用するものとして一般職員給与条例第19条第1項第4号に定める額の通勤手当を支給される場合の駐車料金に相当する額は、それぞれの駐車場ごとに前項の規定により算出した額の合計額とする。

第41条の2第3項第3号中「第40条の4」を「第40条の5」に改める。

第41条の3第2項第1号中「同条第2項に掲げる」を「同条第3項に規定する」に、「第40条の4」を「第40条の5」に改める。

第41条の7中「第39条の4」を「第39条の5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（長野県人事委員会事務処理規則の一部改正）

2 長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(2)のロ中「第39条の4」を「第39条の5」に改め、同(2)のサ中「第40条の3」を「第40条の4」に改め、同(2)のシ中「第40条の3第2号」を「第40条の4第2号」に改める。

人事委員会事務局